

青森県報

第千九百一十号

平成十三年七月三十日(月曜日)

目次

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…一

○青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓

令……………(新造産室)…二

告 示

○青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額の

一部改正……………(健康福祉課)…二

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)…二

○肥料登録の有効期間の更新……………(農林水産政策課)…三

○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課)…三

出 先 機 関

○青森県宮農大学の学生募集……………(宮農大学校)…四

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施……………(生活安全企画課)…五

訓 令

青森県訓令甲第三十八号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木村守男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二給料表の適用範囲(昭和三十二年十一月人事委員会規則七一三八)第六条第二号から第十九号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項の第一号ロ中「及び同条第三項の規定による認定の通知」を削り、同号に次のように加える。

ハ 第四条第二項の規定による特許を受ける権利の承継の決定に関すること。
ニ ロ及びハに係る第四条第三項の規定による通知に関すること。

ホ 第六条第一項第一号の規定による特許出願及び特許を受ける権利の承継の届出に関すること。

ヘ 第七条第二項の規定による届出の受理に関すること。

別表第三の二学長の項の第十号ロ中「及び同条第三項の規定による認定の通知」を削り、同号に次のように加える。

ハ 第四条第二項の規定による特許を受ける権利の承継の決定に関する事。

ニ ロ及びハに係る第四条第三項の規定による通知に関する事。

ホ 第六条第一項第一号の規定による特許出願及び特許を受ける権利の承継の届出に関する事。

ヘ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県職員の職務発明等に関する規程（平成十年三月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四条第二項の規定による特許等を受ける権利又は特許権等を承継するかどうかの決定を行おうとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第四条第二項の規定による実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権等を承継するかどうかの決定を行おうとするとき。
- 二 第六条第二項の規定による出願審査の請求をしようとするとき。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十八号

平成十一年十二月一日青森県告示第七百八十号（青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

表中「二十二万五百円」を「二十三万千円」に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
苦生モール

むつ市金曲一丁目二の三外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社

むつ市小川町一丁目七の一九

代表取締役 前田 恵三

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 マエダ
 むつ市小川町二丁目四の八
 代表取締役 前田 恵三 外三者
 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の営業に関する事項	株式会社 マエダ 開店時刻 午前八時 （ただし、日曜日午前九時、年末及び盆期間閉店時刻 午後九時	株式会社 マエダ 開店時刻 午前八時 （ただし、日曜日午前九時、年末及び盆期間閉店時刻 午後十時	平成 三・八・一

五 届出年月日
平成十三年七月十九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十三年七月三十日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所においては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年十一月三十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (二) 意見及びその理由
 (三) 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第二項の規定により平成十三年七月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木村 守 男

登録番号 青森県第三三七号	肥料の種類 副産石灰	肥料の名称 エッグミー	保証成分 量（パーセント） アルカリ分三八・〇	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所 日本ホワイトファーム株式会社 上北郡横浜町字林尻一〇二番地一〇〇
------------------	---------------	----------------	-------------------------------	--------	--------------------------------------------------------

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木村 守 男

一 都市計画の種類

八戸都市計画道路に関する都市計画(三・四・二十七号松森高田線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域
なし

2 追加される土地の区域

八戸市大字尻内町字内矢沢の一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市開発課

四 縦覧期間

平成十三年七月三十一日から同年八月十三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

出先機関

青森県営農大校告示第三号

平成十四年度青森県営農大校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)第七条第三項の規定により公示する。但し、二次募集試験は合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十三年七月三十日

青森県営農大校長 米田豊

一 修業年限

二 二年

二 募集人員

畑作園芸課程	七十名
果樹課程	(男女を問わない。)
畜産課程	

三 受験資格

1 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

四 試験の実施期日、場所及び試験科目

試験	試験の期日	試験の場所	試験科目
一次募集試験	平成十四年二月十三日(水)午前九時	上北郡七戸町字大沢四八の八 青森県営農大校	筆記試験(現代文、数学I、生物、小論文)、口述試験
二次募集試験	平成十四年三月十二日(火)午前九時	"	"

五 受験手続

試験	提出書類	提出期間	提出先
一次募集試験	(一) 入学願書(第一号様式) (二) 履歴書(第二号様式) (三) 最終出身学校の卒業証明書 (四) 又は卒業見込証明書 (五) 最終出身学校の成績証明書 (六) 健康診断書(国立又は公立の病院若しくは診療所又は保健所の発行したもの) (七) 家族調書(第三号様式) (八) 最近三か月以内に撮影した写真(無帽、正面、上半身、縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもの)二枚	平成十四年一月十日(木)から平成十四年二月四日(月)まで	上北郡七戸町字大沢四八の八(〒〇三九一二五九八)青森県営農大校
二次募集試験	"	平成十四年二月二十一日(木)から平成十四年三月四日(月)まで	"

六 合格者の発表

試験	発表の期日
一次募集試験	平成十四年二月十九日(火)
二次募集試験	平成十四年三月十五日(金)

七 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県宮城大学校教務課(電話〇一七六一六二一三二一一番)に問い合わせること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十一号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)第一条の規定に基づき公示する。

平成十三年七月三十日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

一 講習の実施期日及び場所

1 期日 平成十三年九月三日(月)から同月十日(月)まで(九月八日(土)、九月九日(日)を除く。)の六日間

2 場所 青森市問屋町一丁目一〇番一〇号 はまなす会館

二 受講定員

六十五人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)

三 受講対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)以下

「検定規則」という。(第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者

四 受講申込手続

1 受講申込受付期間

平成十三年八月八日(水)から同月十七日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)八日間(各日とも午前九時から午後五時まで。ただし、定員になり次第申込みを打ち切る。)

2 受講申込方法

所定の受講申込書(正副二通)に顔写真(受講申込書提出前六か月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを疎明する次の書面(二通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 三の2に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

3 受講手数料

(一) 金額

三万七千円

(二) 納入方法

青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

4 受講手続の受付場所

(一) 青森県内に住所を有する者 住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者 青森県内の最寄りの警察署の生活安全課、刑事生活安全課又は警察本部生活安全企画課

四 その他

- 1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。
- 2 講習最終日には、筆記の方法により修了審査を実施する。

- 3 本講習は、青森市新町二丁目二番一―号所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。
- 五 講習に関する問い合わせ先
 - 1 青森県内の各警察署生活安全課又は刑事生活安全課
 - 2 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇一七―七三―四二―一内線三〇三四又は三〇三六)

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭